

平成 26 年度の法人の経営状況（総括表）

1. 法人単位の資金収支の状況

| 項目 | 金額(千円) |
|-----------------|--------|
| (1)事業活動資金収支差額 | |
| ①事業活動収入 | |
| ・介護報酬等の公費(※) | |
| ・利用者負担金(※) | |
| ・その他収入 | |
| ②事業活動支出 | |
| ・人件費支出 | |
| ・事業費支出 | |
| ・利用者負担軽減額 | |
| ・その他支出 | |
| (2)施設整備等資金収支差額 | |
| ①施設整備等収入 | |
| ・施設整備補助金等の公費 | |
| ・その他収入 | |
| ②施設整備等支出 | |
| (3)その他の活動資金収支差額 | |
| ①その他の活動収入 | |
| ②その他の活動支出 | |
| 当期末資金収支差額 | |
| 前期末支払資金残高 | |
| 当期末支払資金残高 | |

(※) 医療事業収入分を除く。(社会福祉法人新会計基準の勘定科目上、算出できないため。)

(※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

2. 法人単位の事業活動の状況

| 項目 | 金額(千円) |
|----------------|--------|
| (1)サービス活動増減差額 | |
| ①サービス活動収益 | |
| ②サービス活動費用 | |
| 減価償却費 | |
| 国庫補助金等特別積立金取崩額 | |
| その他サービス活動費用 | |
| (2)サービス活動外増減差額 | |
| ①サービス活動外収益 | |
| ②サービス活動外費用 | |
| (3)特別増減差額 | |
| ①特別収益 | |
| ②特別費用 | |
| 当期活動増減差額 | |
| 前期繰越活動増減差額 | |
| 当期末繰越活動増減差額 | |
| 基本金取崩額 | |
| その他の積立金取崩額 | |
| その他の積立金積立額 | |
| 次期繰越活動増減差額 | |

(※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

3. 法人単位の資産等の状況

| 項目 | 金額(千円) |
|----------|--------|
| (1)資産の部 | |
| ①流動資産 | |
| ②固定資産 | |
| (2)負債の部 | |
| ①流動負債 | |
| ②固定負債 | |
| (3)純資産の部 | |
| 減価償却累計額 | |

(※) 端数処理の関係で合計が一致しないこともあり得る。

6. 地域の福祉ニーズへの対応状況

| 事業概要 | 実施の有無 | 事業開始年度 | 本年度支出額(千円) |
|--------------------------------------|-------|--------|------------|
| 1 介護保険、障害福祉サービス等における低所得者の利用者負担減免 | ○ | H12 | 416 |
| 2 地域の単身高齢者等を対象とした見守り・配食サービス等の実施 | ○ | H6 | |
| 3 地域の単身高齢者等を対象とした各種相談事業の実施 | ○ | H7 | |
| 4 災害時における各種支援活動の実施 | ○ | H24 | |
| 5 貧困・生活困窮者等を対象とした住宅の斡旋、食事提供等の生活支援の実施 | | | |
| 6 他法人との連携による人材育成事業 | ○ | H26 | |
| 7 その他 (福祉事務所へのソーシャルワーカーの派遣) | ○ | H18 | |

(注)「本年度支出額」については、当該事業に対する費用として、明確に算定出来る場合に限り記載しており、明確に算定出来ない場合は「－」を記載している。

児童福祉

| | |
|-----|--|
| 第一種 | 乳児院 母子生活支援施設 児童養護施設 障害児入所施設 情緒障害児短期治療施設 児童自立支援施設 |
| 第二種 | 障害児通所支援事業 障害児相談支援事業 児童自立生活援助事業 放課後児童健全育成事業 子育て短期支援事業 乳児家庭全戸訪問事業 養育支援訪問事業 地域子育て支援拠点事業 一時預かり事業 小規模住居型児童養育事業 助産施設 保育所 児童厚生施設 児童家庭支援センター 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業 母子家庭等日常生活支援事業 寡婦日常生活支援事業 母子福祉施設 |

老人福祉

| | |
|-----|---|
| 第一種 | 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム |
| 第二種 | 老人居宅介護等事業 老人デイサービス事業 老人短期入所事業 小規模多機能型居宅介護事業 認知症対応型老人共同生活援助事業 複合型サービス福祉事業 老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 老人福祉センター 老人介護支援センター |

障害者福祉

| | |
|-----|---|
| 第一種 | 障害者支援施設 |
| 第二種 | 障害福祉サービス事業 一般相談支援事業 特定相談支援事業 移動支援事業 地域活動支援センター 福祉ホーム 身体障害者生活訓練等事業 手話通訳事業 介助犬訓練事業 聴導犬訓練事業 身体障害者福祉センター 補装具製作施設 盲導犬訓練施設 視覚障害者情報提供施設 身体障害者の更生相談に応ずる事業 知的障害者の更生相談に応ずる事業 |

その他

| | |
|--------|---|
| 第一種 | 救護施設 更生施設 生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設 生計困難者に対して助葬を行う事業 婦人保護施設 授産施設 生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業 共同募金を行う事業 |
| 第二種 | 生計困難者に対して、その住居で衣食その他の日常生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護老人保健施設を利用させる事業 隣保事業 福祉サービス利用援助事業 他の社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業 |
| 市町村社協 | 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 |
| 都道府県社協 | 社会福祉法第109条第1項各号の事業であって各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整 福祉サービス利用援助事業を行う市町村社会福祉協議会その他の者と協力して都道府県の区域内においてあまねく福祉サービス利用援助事業が実施するために必要な事業 社会福祉を目的とする事業を経営する者がその行った福祉サービスの提供に要した費用に関して請求の事務の代行等 |
| 全社協 | 都道府県社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整 |